

日時：令和2年4月15日13時30分～

場所：本庁舎3階302会議室

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する市長記者会見次第

- |     |                                    |     |
|-----|------------------------------------|-----|
| 1   | 三田市非常事態宣言の発出について                   | P1  |
| 1-1 | 市長メッセージ                            | P3  |
| 2   | 三田市役所の出勤者削減等について                   | P4  |
| 3   | 三田市内就学前保育施設の対応方針について               | P6  |
| 4   | 放課後児童クラブの対応方針について                  | P7  |
| 5   | 中止する相談事業等について                      | P8  |
| 6   | マスク・消毒液の寄付について                     | P10 |
| 7   | 市内福祉事業所等への次亜塩素酸スプレー及び消臭除菌水等の配布について | P11 |
| 8   | 三田保育所における感染状況について                  | P12 |

# 新型コロナウイルス感染症 三田市非常事態宣言

令和2年4月15日  
三田市長 森 哲男

兵庫県緊急事態宣言に併せて、「三田市非常事態宣言」を発し、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」を基本理念とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市民および事業者のみなさまに以下のとおり「非常事態措置」を実施する。

## 1 実施する期間

令和2年4月15日（水）から5月6日（水）まで

## 2 対象とする区域

三田市全域

## 3 内容

### （1）市民の外出の自粛

①生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請

- ・特に、東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往来の自粛
- ・夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛
- ・不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛

※自粛の対象とならない外出の例は、次の通り

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、事業継続に必要な最小限度の職場への出勤、屋外での運動、散歩等

②「三つの密」（密閉、密集、密接）の懸念がある集会・イベントへの参加自粛を要請

### （2）事業者へのお願い

兵庫県の休業要請の趣旨を踏まえ、以下のとおりご協力をお願いします。

①事業者の休業等

市内における一層の感染拡大防止に向け、遊興施設、運動施設・遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設、学校、大学・学習塾等について、兵庫県の休業要請にご理解とご協力をお願いします。

## ②社会生活を継続するうえで必要な施設の事業継続

- ・医療施設、スーパー・コンビニ等の生活必需物資の販売施設、飲食店（朝5時から夜8時までの営業、酒類の提供は夜7時まで）、宿泊施設、交通機関、金融機関、官公署、メディア、葬儀場、理美容店等については、事業継続をお願いします。
- ・就学前保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所、介護老人保健施設、障害福祉サービス事業所等についても、事業継続をお願いします。  
（ただし、通所又は短時間入所の利用者は、家庭での対応が可能な場合には利用の自粛をお願いします。）  
※就学前保育施設及び放課後児童クラブについては、特別保育等に移行することををお願いします。

## （3）事業継続等のお願い

### ①関係団体を通じ企業等に対し接触機会低減の取組をお願いします。

- ・在宅勤務（テレワーク）や、テレビ会議の利用などにより、原則として出勤者の7割以上の削減
- ・職場での「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避
- ・職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

### ②飲食料品・生活必需物資供給、食堂・レストラン、金融・物流運送など、市民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持に必要なサービスについて、来客及び従業員に対する感染防止措置を徹底した上で、営業の継続をお願いします。

#### 【感染防止の措置】

- ・来訪者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・施設の消毒
- ・マスクの着用その他感染防止措置の来訪者への周知

### ③食料の安定供給については、関係者の事業継続をお願いします。

## 三田市非常事態宣言の発出について

### 「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」

三田市では、4月15日付けで新型コロナウイルス感染症に係る非常事態宣言を行いました。

市民の皆さんには、改めて生活必需品の購入など生活の維持に必要な場合を除き、自宅から外出しないよう強くお願いします。また、国、県、市などが発信する正確な情報をもとに冷静かつ適切な対応をお願いいたします。

本市で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された方が4月14日現在で8名いらっしゃいます。罹患された方々にお見舞い申し上げます。本市の患者数は、県内他市と比べて特別に多いわけではありません。しかし、その方々が感じている不安や恐怖、健康へのリスクを考えると、感染をこれ以上拡大させたくはありません。また、一日も早く「日常」を取り戻したいと考えています。

本市が行う非常事態宣言に法的な根拠があるわけではありません。また、市民の皆さんの行動を強制力で制限するわけでもありませんが、県の緊急事態宣言と連携を図りながら、市民の皆さんの意識と行動がさらに徹底したものになることを願っています。

この宣言が皆さんに更なる不自由をもたらすことになるかもしれません。

市役所においても7割以上の職員が在宅勤務を行うこととしており、行政サービスの維持には最大限努めるものの、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、なにとぞご理解をいただきますようお願いいたします。

今後も、国や県と連携しながら、引き続き、市民の皆さんの不安を軽減し、できるだけ早く安心して生活できるようになるための取り組みを行います。

「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」—私たちは、人とつながり、社会とつながることで生活を営んでいますが、今は、人との「接触」を極力避けることが感染拡大を防止することにつながります。自分自身を守ることが家族、友人、大切な人たち、地域社会を守ることに繋がっています。

こうした積み重ねにより、必ずこの難局を乗り越えることができると信じています。

市民の皆さんには非常事態宣言の趣旨を踏まえ、不要不急の外出を避けていただきますよう、重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、感染リスクを抱えながら、医療の最前線で治療に当たっている皆さん、食料品や日用品など生活必需品の供給に従事している皆さん、そのほか私たちの日々の暮らしを支えてくださっている全ての皆さんに対して心から感謝申し上げますとともに、感染拡大が一日も早く終息に向かうことを祈念しております。

令和2年4月15日 三田市長 森 哲男

## 三田市役所出勤者の削減等について

### 1 趣旨

三田市においても、非常事態宣言を発出し、業務は原則自宅で行い、出勤が必要な場合でも、出勤者を最低7割は減らすこととし、人と人との接触を削減することで感染予防を図る。

【期間】4月16日（木）から5月6日（水）まで

**職場内の人の密集・密接を少なくすることを目的に、市役所に出勤している職員の最低7割を削減する。**

### 2 実施内容

#### 1 業務について

【業務の選択と集中】により、業務の優先順位をつけ、出勤者の抑制を行う。

【場所と日時の分散】により、最小限の職員を出勤させ、それ以外は在宅勤務とする。また、在宅勤務による職員減少により、縮小する市役所業務が生じる。

#### 【業務の選択と集中の取り組み】

各部長は、下記により業務を精査し、業務を選択する。

	業務内容	削減率
①最優先業務	新型コロナウイルス感染拡大防止業務	0%
②優先業務	市民生活の維持に必要な業務で、在宅で対応が不可能なもの	70%
③一般業務	市民生活の維持に必要な業務だが、在宅で可能なもの	
④その他の業務	在宅業務では支障があり、延期や中止等の検討が必要なもの	

#### 【場所と日時の分散の取り組み】

##### 2 場所の分散 在宅勤務について

- ① 各職場において、可能な限り連続して在宅勤務を行う。
- ② 以下の職員は特に優先して、連続して在宅勤務する。（市民病院、消防除く）。  
**①子育て中の職員、②家族の介護等をしている職員、③妊娠中の職員、④基礎疾患（糖尿病、呼吸器系疾患など）のある職員や透析を受けている職員**
- ③ 会計年度任用職員も、可能な限り在宅勤務ができるよう工夫をする。
- ④ 連続して在宅勤務ができるよう、900台の情報端末の設定を行う。
- ⑤ 情報端末を持ち帰らずに在宅勤務するなど柔軟に対応する。

### 3 **日時の分散** 時差出勤制度と振替休暇制度の活用について

- ① 令和2年4月9日付事務連絡で通知した「時差出勤」の積極的な活用を促す。
- ② 平日の出勤者を削減するため、職場出勤の職員については、平日の勤務を土日に振り替え、1日当たりの職場人数の削減に努める。

### 4 例外の措置を設ける職場

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務（対策本部メンバー、危機管理課、健康増進課等）
- ② 幹部職員（対策本部メンバー等）
- ③ 市民病院
- ④ 消防本部

### 5 その他

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員の負担を軽減するため、期間中においては、必要に応じて部を超えた応援体制を組み、対応していく。
- ② 当該期間中、業務を縮小させることから、原則として時間外勤務は行わず、定時で退庁し、健康管理に努めこと。
- ③ 職員の健康管理の観点から、年次休暇等有効的に活用すること。

**目標：市役所への出勤者を7割削減する。**

#### 市民へのお願い

市役所では、全庁をあげて接触機会の低減に関する取り組みを進めてまいります。市民の皆さまにおきましては、外出のさらなる自粛に努めていただきますとともに、各事業所におかれましても在宅勤務等出勤者の削減等について取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

また、市役所の出勤者削減等の取り組みについて、ご理解をいただくとともに、ご不便をおかけしますが、可能な限り市役所への来庁を控えていただきますようお願いいたします。

【市長記者会見資料】  
令和2年4月15日  
子ども・未来部子育て応援室  
保育振興課（担当：松本）  
直通 559-5073 内線 2650

### 三田市内就学前保育施設の対応方針について

緊急事態宣言を受け、市内就学前保育施設の園児について、家庭保育が可能な場合は利用の自粛をお願いしてきましたが、新型コロナウイルス感染が拡大している現状に鑑み、感染拡大防止のため、限定して受け入れる特別保育に移行することとし、事業者及び保護者に要請を行います。なお、各保育施設には、在宅で保育を行う保護者を支援するため、電話での育児・健康相談等の実施を要請します。

#### 記

1. 対象施設（全て私立） 認可保育所（8施設）、小規模保育施設（6施設）、認定こども園の2号及び3号園児（12施設）  
※「2号及び3号園児」・・・保育の必要性のある子ども
2. 特別保育実施期間 令和2年4月22日（水）～5月6日（水）  
※ただし、日・祝をのぞく。
3. 実施スケジュール 4月15日（水） 事業者へ要請  
4月15日（水）～17日（金） 保護者周知・家庭保育調整  
4月20日（月）～4月21日（火） 各施設で申請受付  
4月22日（水） 特別保育開始
4. 特別保育の内容  
医療従事者や警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な人、ひとり親家庭で保護者が仕事を休むことが困難な場合、特別に支援が必要な子どもなど、真にやむを得ない場合に限り受け入れを行います。
5. 特別保育の手続き  
真にやむを得ない理由等を記した特別保育申請書を各施設に提出。
6. 保育料  
月毎に登園日数で日割計算し生じた差額は後日還付します。

## 放課後児童クラブの対応方針について

### 1 経過と対応方針

現在、小学校の臨時休校期間において、8時30分から14時30分までは小学校の特例登校で、14時30分以降は児童クラブで児童の預かりを実施しています。当初は利用児童数が多かったため、特例登校の利用について、保護者の就業状況、ひとり親家庭、児童の状況（障害等）など家庭での保育が困難な場合に限定することで、利用児童の減少を図ることができました。

こうした中、児童クラブの利用についても、特例登校と利用条件を同様にすることで、児童間の接触機会をより少なくし、児童の安全確保と感染拡大防止に努めます。

### 2 受入対象児童

近隣に親族等で児童の保育を頼める人がおらず、次のいずれかに該当する場合

※利用申請が必要

- ① 保護者が医療従事者の場合
- ② 保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合  
（保育・高齢者・障害者施設、消防、警察、ライフライン業務等）
- ③ ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
- ④ 児童に障害があるなど家で過ごすことが難しい場合
- ⑤ その他上記に準ずる理由がある場合

### 3 対象施設数

31施設（指定管理者運営施設を含む）

### 4 スケジュール

- ・ 4月15日（水） 保護者宛て通知
- ・ 4月16日（木）～20日（月）  
利用申請受付（ただし、既に小学校へ特例登校の利用申請を提出済みの場合は、申請不要）
- ・ 4月20日（月） 申請者のみの利用開始

【市長記者会見資料】

令和2年4月15日

危機管理課(担当：西垣)

直通 559-5057 内線 2320

### 中止する相談事業等について

新型コロナウイルス感染症に関わる兵庫県対処方針が示され、更なる感染拡大防止の取組みが求められており、市民の皆様にも外出自粛等、感染拡大防止にご協力をいただいているところです。

県対処方針では、県内市町職員の在宅勤務の活用による出勤者の7割削減の要請も行われており、市役所においてもテレワークの活用等により、出勤者の削減を行うこととしました。

別紙に記載の相談業務等についても、その緊急性等を勘案し、当分の間、中止することとしましたのでお知らせします。

※4月15日時点で確定しているもののみ記載しています。記載のない相談業務等については、決定次第、随時発表します。

## 別紙 中止する相談業務等

No.	相談業務の名称 (相談の内容)	実施予定及び会場	所管課名
1	税務相談 (税理士による税の相談)	第3木曜日 4月16日(木) (まちづくり協働センター)	税務課
2	夜間納税相談 (昼間に来庁困難な方のための夜間相談)	毎月25日(休日の場合は翌開庁日) 17:30~20:00 4月27日(月)	収納対策課
3	市民活動相談業務 (情報提供、法人化・事業企画立案相談)	月曜除く週6日 (まちづくり協働センター)	協働推進課
4	社会保険労務士年金相談 (国民年金についての相談)	年6回 4月21日(火) (まちづくり協働センター)	市民課
5	西宮年金事務所出張年金相談 (国民年金についての相談)	毎月1回 4月23日(木) (まちづくり協働センター)	市民課
6	三田市総合案内所 (市政情報・観光情報などの案内)	毎日(年末年始を除く) (三田市総合案内所)	まちのブランド観光課
7	ふれあい教室発達相談 (未就学児の発達相談)	4月16日(木) (総合福祉保健センター)	すくすく子育て課
8	子育て支援相談 (未就学児の発達相談)	4月23日(木) (総合福祉保健センター)	すくすく子育て課
9	なかよし教室親子相談 (未就学児の発達相談)	4月24日(金) (総合福祉保健センター)	すくすく子育て課
10	人権擁護委員による人権相談 (人権に関わる相談、問題解決の支援)	毎月1回 4月23日(木) (まちづくり協働センター)	人権推進課
11	もの忘れ相談会 (認知症に関する医療や制度、サービス利用等の相談)	第1・第3木曜日 4月16日(木) (総合福祉保健センター)	いきいき高齢者支援課
12	建築無料相談会 (建物に関する耐震改修等の相談)	第4金曜日 4月24日(金) 本庁舎1階ロビー	審査指導課
13	市政相談 (市議会議員による市政全般に渡る相談)	年8回程度(事前予約) 5月1日(金) (委員会室)	議会事務局

【市長記者会見資料】  
令和2年4月15日  
危機管理課(担当：西垣)  
直通 559-5057 内線 2320

## マスク・消毒液の寄付について

マスク・消毒液につきまして、以下のとおり市に提供していただきましたので報告します。

### 1. マスク

提供いただいた方：張 傑 (チョウ ケツ) 氏  
中国薬科(やくか)大学 副教授  
中国 陝西(せんせい)省 鎮坪(ちんへい)県 副知事  
提 供 品：サージカルマスク  
提 供 数 量：6,000枚  
寄 付 日：4月13日

張傑氏は秋久<sup>あきひさ</sup>医院(三田市加茂)の秋久<sup>りま</sup>理真医師の夫、秋久<sup>としひろ</sup>俊博氏と親交があり、日本において新型コロナウイルス感染症が拡がっており、サージカルマスクが不足していることから、秋久氏の地元である三田市にマスクの提供を申し出ていただきました。

### 2. 消毒液

提供いただいた方：キシダ化学株式会社(三田市テクノパーク 14 番 10 TEL 568-1531)  
提 供 品：消臭除菌水(次亜塩素酸)  
提 供 数 量：100リットル(500ml×200本)  
寄 付 日：4月13日

キシダ化学株式会社は、テクノパークに三田事業所があり、様々な薬品を取り扱っています。新型コロナウイルス感染症の影響により消毒液が不足していることから、地元自治体である三田市に消毒液の提供を申し出ていただきました。

【市長記者会見資料】  
 令和2年4月15日  
 介護保険課（担当：岸田）  
 直通 559-5078 内線 2530  
 障害福祉課（担当：鶴）  
 直通 559-5075 内線 2520  
 保育振興課（担当：松本）  
 直通 559-5073 内線 2650

## 市内福祉事業所等への次亜塩素酸スプレー及び消臭除菌水等の配布について

高齢者、障害者対象の福祉施設等での感染症予防対策として、次亜塩素酸水（除菌水）を提供し、施設内の清潔保持とクラスター発生を防止する取り組みを支援します。

### 記

#### 1 寄贈を受けた物品

兵庫県からの提供分 → 次亜塩素酸スプレー（300 ml）×110本  
 兵庫県からの提供予定分 → " 20ℓポリタンク×10個  
 キンダ化学株式会社 → 消臭除菌水（500 ml）×200本  
 計 3330

#### 2 提供対象事業者

	対象施設数	提供量		
		次亜塩素酸		消臭除菌水 ボトル
		スプレータイプ	ポリタンク	
		300 ml	20ℓ	500 ml
介護保険サービス事業所	73	65本	8個	89本
障害福祉サービス事業所	57	45本	2個	57本
保育所、認定こども園等	27	—	—	54本
合計	157	110本	10個	200本

#### 3 提供方法

	日時・場所など
介護保険サービス事業所	各事業所に下記日程で受取りに来ていただきます。 4月17日（金）午後2時30分～午後5時 市役所 本庁舎3階 302B会議室
障害福祉サービス事業所	
保育所、認定こども園等	4月17日（金）から各施設を訪問し提供します。

【市長記者会見資料】  
令和2年4月15日  
子ども・未来部子育て応援室  
保育振興課（担当：松本）  
直通 559-5073 内線 2650

## 三田保育所の状況

### 1. 感染者及び職員の検査等の状況（4月15日現在）

#### （1）感染者

- ・ 調理師3名  
（正規1名40代、非正規2名40代、60代 いずれも女性）
- ・ 保育所勤務の調理師6名のうち、残り3名の検査結果は、陰性。

#### （2）上記以外の職員（保育士等） 36人（予定）

- ・ 宝塚健康福祉事務所（保健所）の指導のもと、4月16日から、順次検査を実施する。検査体制等により、1日あたりの検査人数は変動するため終了時期は未定。

### 2. 施設の消毒

4月15日、専門業者により消毒を実施。

### 3. 在園児及び保護者等への対応

宝塚健康福祉事務所と相談のうえ、下記内容を保護者へ連絡、要請している。

#### （1）在園児

在園児は、現時点では濃厚接触者ではないが、保育士等保育所職員の検査結果によっては濃厚接触者となる可能性も否定できないため、保育所職員全員の検査結果が判明するまでは自宅待機。

#### （2）在園児の保護者

症状がない限り、自宅待機の必要はない。ただし、緊急事態宣言中であるので、不要不急の外出、人との接触をできるだけ避け、手洗い、マスク着用等感染拡大防止に努めるよう要請。